

お客さま各位

株式会社静岡銀行

「しずぎん教育資金贈与預金（愛称：富士のように）」
23歳以上のお客さまに支払われる教育資金の範囲の一部改定について

平素は静岡銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2019年度税制改正により、ご契約いただいております「しずぎん教育資金贈与預金（愛称：富士のように）」につきまして、2019年7月1日（月）から23歳以上のお客さまに支払われる教育資金の範囲が下記の通り改定され、一部の支払いが対象外となっておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【教育資金の範囲について】

改定前	改定後
<p>1. 学校等^(注)に対して直接支払われる金銭</p> <p>① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費 または入学(園)試験の検定料など</p> <p>② 学用品の購入、修学旅行費や学校給食費など学校等 における教育に伴って必要な費用など</p> <p>(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・ 中学校、高等学校、大学(院)、専修学校および各種 学校、一定の外国の教育施設、認定子ども園または 保育所など</p> <p>2. 学校等以外の者に対して直接支払われる次のような 金銭のうち、教育を受けるために支払われるもの として社会通念上相当と認められるもの</p> <p><イ. 役務提供または指導を行う者(学習塾や水泳教室 など)に直接支払われるもの></p> <p>③ 教育(学習塾、そろばん教室など)に関する役務の 提供の対価や施設使用料など</p> <p>④ スポーツ(水泳、野球など)または文化芸術に 関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上の ための活動に係る指導への対価など</p> <p>⑤ ③の役務の提供または④の指導で使用する金銭</p> <p><ロ. イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの></p> <p>⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と 認めたもの</p> <p>⑦ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費</p>	<p>(1：変更なし)</p> <p>(2：下線部を追加)</p> <p>2. 学校等以外の者に対して直接支払われる次のような 金銭のうち、教育を受けるために支払われるもの として社会通念上相当と認められるもの</p> <p><イ. 役務提供または指導を行う者(学習塾や水泳教室 など)に直接支払われるもの></p> <p>③ 教育(学習塾、そろばん教室など)に関する役務の 提供の対価や施設使用料など</p> <p>④ スポーツ(水泳、野球など)または文化芸術に 関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上の ための活動に係る指導への対価など</p> <p>⑤ ③の役務の提供または④の指導で使用する金銭</p> <p><u>2019年7月1日(月)以降に支払われる上記③～⑤の 金銭で、受贈者(ご契約者さま)が23歳に達した日の 翌日以降に支払われるものについては、教育訓練 給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための 費用を除き、対象外となります。</u></p> <p><ロ. イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの></p> <p>⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と 認めたもの</p> <p>⑦ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費</p>

また、「適用期限の2年間延長」や「受贈者の所得要件の追加」など、その他の税制改正内容につきましては、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm>) に掲載されているパンフレットなどをご覧ください。

費用の内容やその取扱いなど、教育資金および学校等の範囲について不明な点がある場合には文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm) に掲載されているQ&Aなどをご覧ください。

以上